会社分割に関する事前備置書類

カゴメ株式会社 カゴメアグリフレッシュ株式会社 各位

名古屋市中区錦三丁目14番15号 カゴメ株式会社 代表取締役社長 山口 聡

東京都中央区日本橋浜町三丁目 21 番 1 号 F タワー カゴメアグリフレッシュ株式会社 代表取締役社長 羽布津 真典

吸収分割に係る事前開示書面

(分割会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面) (承継会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

### 1. 吸収分割契約の内容

カゴメ株式会社(以下「分割会社」といいます)及びカゴメアグリフレッシュ株式会社(以下「承継会社」といいます)が 2020 年 11 月 23 日付で締結した吸収分割契約の内容は、別紙 1 のとおりです。なお、本件分割は、分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割となり、承継会社においては会社法第 796 条第 1 項に定める略式分割となります。

- 2. 分割対価の定めの相当性等に関する事項
- 本件分割に際して、承継会社は分割会社の完全子会社であることから、株式その他の金銭 等を交付しません。また、承継会社において資本金及び準備金の額は変動しません。
- 3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項該当事項はありません。
- 4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項 該当事項はありません。
- 5. 分割会社についての次に掲げる事項
- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容 分割会社は有価証券報告書および四半期報告書を東京証券取引所に提出しております。

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の 開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」又は分割会社の下記 Web サイトよりご覧 いただけます。

https://www.kagome.co.jp/library/company/ir/data/statutory/2020/pdf/2020\_all.pdf

- (2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況 に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容 該当事項はありません。
- 6. 承継会社についての次に掲げる事項

承継会社は 2020 年 10 月 1日に設立された会社であるため、最終事業年度が存在しません。承継会社の成立の日における貸借対照表等は次のとおりです。

- (1) 成立の日における貸借対照表別紙2のとおりです。
- (2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容該当事項はありません。
- (3) 成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与 える事象が生じたときは、その内容

承継会社は、分割会社が保有する関係会社株式及び固定資産を 630 百万円で譲渡を受ける予定です。また、金融機関から 5,000 百万円規模の借り入れ行い、分割会社が関係会社に対して貸し付けている資金の貸付等を行う予定です。それらに伴い、2020 年 12 月に分割会社から承継会社に対し、650 百万円の増資を行う予定です。

- 7. 分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項
- (1) 分割会社におけると債務の履行の見込みについて

分割会社の 2019 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は、147,695 百万円、 負債の額は 52,930 万円、純資産の額は 94,764 百万円であり、その後、これらの額に重大な 変動は生じておりません。

本分割により、分割会社が承継会社に対して移転する資産の額は 100 百万円となる見込みです。

また、6(3)に記載の事項を除き、本分割の効力発生日までに分割会社の資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本分割後における分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。 以上の点、ならびに、分割会社の収益状況およびキャッシュ・フロー等にかんがみて、分 割会社の負担する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断 します。

(2)承継会社における分割会社から承継された債務の履行の見込みについて

承継会社の設立日における貸借対照表における資産の額は、50 百万円、純資産の額は 50 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

上記1で述べたとおり、本分割により、承継会社が分割会社より承継した資産の額は100 百万円となる見込みです。

また、6(3)に記載の事項を除き、本分割の効力発生日までに承継会社の資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本分割後における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。 以上の点、ならびに、承継会社の収益状況およびキャッシュ・フロー等にかんがみて、承 継会社が分割会社から承継する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込み があると判断します。



## 吸収分割契約書

カゴメ株式会社(以下、「甲」という) およびカゴメアグリフレッシュ株式会社(以下「乙」という) は、第 1 条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本件会社分割」という) について、以下のとおり、吸収分割契約書(以下「本契約」という) を締結する。

# 第1条(吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、本契約効力発生日(第5条において定義する)をもって、会 社法が規定する吸収分割の方法により、甲の生鮮トマト(生鮮トマト用調味料を含む)、ベ ビーリーフ、家庭用園芸資材及びアグリサポート事業(以下「本件対象事業」という)に関 して有する第3条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

## 第2条(商号及び名称)

本件会社分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次の通りとする。

(1) 吸収分割会社 商号:カゴメ株式会社

住所:名古屋市中区錦三丁目14番15号

(2) 吸収分割承継会社 商号:カゴメアグリフレッシュ株式会社

住所: 東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号Fタワー

## 第3条 (承継する権利義務)

- 1. 甲は、本件対象事業に関する資産、債権、その他の権利義務(その詳細は別紙に定める)を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- 2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

#### 第4条(分割対価の交付)

乙は、本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

#### 第5条(効力発生日)

本会社分割がその効力を生ずる日(以下「本件効力発生日」という)は、2021年1月1日とする。

#### 第6条(分割承認決議等)

甲および乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認、債権者保護手続その他関係法令により必要となる手続を行うものとする。

## 第7条(競業避止義務)

甲は、乙に承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

# 第8条(会社財産の管理等)

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意義務をもって本件対象事業にかかる業務の執行および財産を管理し、本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行まうとするときは、あらかじめ両者協議するものとする。

# 第9条(本契約の変更等)

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業または本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲および乙は協議のうえ、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、または本契約を解除することはできる。

## 第10条(本契約の効力)

2021年1月1日までに第6条に定める甲および乙の本契約の承認ならびに関係法令に基づき要求される監督官庁の承認等が得られない場合、甲または乙は相手方に通知して本契約を解除することができる。

#### 第11条(本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項の他、本件会社分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議のうえ定める。

#### 2020年11月20日

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を乙がその写し を保有する。

> 甲 名古屋市中区錦三丁目14番15号 カゴメ株式会社 代表取締役社長 山口 聡

乙 東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号Fタワー カゴメアグリフレッシュ株式会社 代表取締役社長 羽布津 真典

## 別紙 承継する権利義務明細表

- 1. 資産
- (1)流動資産本件対象事業に属する棚卸資産
- (2)固定資産 なし
- (3)繰延資産 なし
- 2. 債務
- (1)流動負債なし
- (2) 固定負債 なし
- 3. 雇用契約 なし(在籍出向等のため)
- 4. その他契約
- (1)本効力発生日において、本件対象事業に関して甲が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務(但し、別途甲及び乙間で合意したものを除く。)
- (2)本件対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙に承継が 法令上可能であるものの一切
- (3)前2号に定めるもののほか、本件対象事業に関し甲に発生した一切の権利義務(但し、甲及び乙の間で合意したものを除く。)

以上

# 設立時貸借対照表

2020年10月1日現在

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	(50, 000, 000)	(純資産の部)	(50,000,000)
流動資産	50, 000, 000	株主資本	50, 000, 000
現金及び預金	50, 000, 000	資本金	50, 000, 000
資産合計	50, 000, 000	負債及び純資産合計	50, 000, 000